

※新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、一部の相談は電話対応のみとなります。

# 今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
チャイルドライン	毎日、午後4時～9時	チャイルドライン支援センター	18歳までの子どもの声を聴き、その気持ちに寄り添います【☎0120(99)7777】 ※チャットでの相談もあり。
法律相談	毎週水曜日（祝日は除く）、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人）※同一年度内で2回利用可（同一案件での2回利用はできません）。
	第1・3水曜日（祝日は除く）、午後1時～4時	金剛連絡所2階	
市民相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可（内線182、184）
	毎週水曜日（祝日は除く）、午後1時～4時	金剛連絡所1階	事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
行政相談	20(木)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談要予約、電話相談も可（内線182）
司法書士相談	18(火)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人※同一年度内で1回利用可。
人権なんでも相談	28(金)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線187）、人権擁護委員による相談、問い合わせ（内線471）
女性の悩み相談	①4(火)、11/1(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、②10/13(木)、午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、③15(土)、午前9時30分～11時30分	すばるホール3階男女共同参画センター	電話相談も可、要予約（内線474）、女性カウンセラーによる相談、定員①は各5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時	市人権協議会（人権文化センター内）	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
生活相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時	市人権協議会（人権文化センター内）	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
にじいろホットライン	第1・2・3土曜日、午前10時～午後3時	市人権教育・推進センター	電話相談のみ【☎(20)0285】、LGBTQに関する相談
保育士による育児相談	第2・4月曜日（祝日は除く）、午後1時～3時	レインボーホール（市民会館）2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所2階こども未来室	要予約、電話相談も可（内線204）
家庭児童相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所2階こども未来室	電話相談も可（内線206～208、279）
発達相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時15分	市役所2階こども未来室	要予約、電話相談も可（内線286）
子育て相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談 ※栄養相談は日時が決まっています。
福祉なんでも相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、市役所2階23番窓口、金剛連絡所2階	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による福祉に関するあらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所2階23番窓口、金剛連絡所2階	電話相談も可（内線274）
市民公益活動相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	5(火)、11/4(金)、午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可（内線431）
商工相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	12(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～正午、午後1時～4時	市消費生活センター（市役所1階市民相談室横）	電話相談のみ（内線186、188）、専門相談員による相談、消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時	市就労支援センター（人権文化センター内）	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	25(水)、午後1時30分～4時	市役所1階市民相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートステーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション（常盤町3の17の501）【☎(26)9441】
労働相談	13(木)、午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線187）、社会保険労務士による相談 ※予約優先（相談日の1週間前までの予約により通訳付きの労働相談も可）。 問い合わせ（内線481）
若者お悩み相談	祝日を除く毎日、午前9時～午後8時	トピック（きらめき創造館）	月～金曜日、午後6時～、土・日曜日の終日は、ロビースタッフによる相談
引きこもり相談	27(水)、午後1時～2時30分、午後2時30分～4時	トピック（きらめき創造館）	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可（内線363、364）
もの忘れ医療介護相談	5(火)、19日(水)、11/2(水)、午後1時30分～2時、午後2時15分～2時45分	市役所5階介護認定審査室	要予約（内線196）、定員各1組、認知症サポート医、ほんわかセンター専門職による相談

こころの電話相談 【☎(25)8264】 毎週水曜日、午前10時～午後3時30分（ただし、祝日は休み）

①=とき、②=ところ、㊦=内容、㊧=対象者、㊨=定員、㊩=費用、㊪=持ち物、㊫=申し込み、㊬=問い合わせ



## 講座・催し

### 健康体操～体力UP！音楽に乗せて♪～【後期】

①11月5日～令和5年3月18日の、①水曜日の部＝午後1時30分～3時、②土曜日の部＝午前10時～11時30分

※いずれも月3回、全15回。

場総合福祉会館

市内在住で60歳以上の人、ひとり親家庭の人、障がい者手帳を有する人

定員各35人 費用無料

①は10月12日(水)～、②は13日(木)～、いずれも午前10時～、電話で、総合福祉会館へ(申し込み先着順) ※①②の重複受講はできません。前期を受講した人は受講できません。

### 3B体操～運動が苦手な人でも大丈夫！～【後期】

①11月8日～令和5年3月28日の第2・4火曜日、午前10時～11時30分(全10回)

場総合福祉会館

市内在住で60歳以上の人、ひとり親家庭の人、障がい者手帳を有する人

定員20人 費用無料

①10月12日(水)、午前10時～、電話で、総合福祉会館へ(申し込み先着順) ※前期を受講した人は受講できません。

### 認知症サポーター集まれ！

①11月2日(水)、午後1時30分～2時30分 場市役所

認知症サポーター養成講座を受講したことのある人

定員10人 費用無料

①10月6日(木)～11月1日(火)に、高齢介護課(内線196)へ(申し込み先着順)

※右図のQRコードからも申し込みできます。



### 脳トレ・ロコトレ教室

運動不足や衰えを感じている人の健康維持に最適な教室です。

①場①10月17日(月)、11月14日(月)、午前10時～11時＝市民総合体育館、②10月11日(火)、11月15日(火)、午前10時30分～11時30分＝けあばる

定員①各20人、②各12人

費用500円

持ち物タオル、飲み物、動きやすい服装(①は上靴)

①10月7日(金)、午前10時～、電話で、①は市民総合体育館(定員各10人)、②はウエルネスけあばる(定員各6人)へ(申し込み先着順)

※10月6日(木)、午前7時～、①は市民総合体育館ホームページ(<https://shisetsu.mizuno.jp/m-7129>) (定員各10人)、②はけあばるホームページ(<https://carepal.or.jp/>) (定員各6人)からも申し込みできます(申し込み先着順)。

### 地域福祉シンポジウム「コロナ下で『貧困に向かい合う Vol.2』」

①10月29日(土)、午後2時～4時

場すばるホール

対象福祉・教育に興味のある人

定員100人 費用無料

①10月6日(木)～、電話またはメールで、(一社)市人権協議会(☎(24)3700・メールwakaichi@luck.ocn.ne.jp) または市社会福祉協議会(☎(25)8200)へ(申し込み先着順)

### RUN伴全国版2022

「認知症にやさしいまちづくり」をめざして、認知症の人、家族、支援者、地域の人が認知症啓発として、エコール・ロゼ周辺道路を周回しますので応援をお願いします。

①10月30日(日)、午後2時～4時ごろ 場前田さん(RUN伴2022富田林市実行委員会)(☎070(3334)7297)

### 健康・運動教室「40代からの貯骨・貯筋」



①①11月14日、21日、28日、12月5日、令和5年1月16日、②12月12日、19日、令和5年1月16日、23日、30日のいずれも月曜日、午後1時30分～3時15分(各全5回)

場保健センター

保健センターでの運動教室に参加したことがない人で、医療機関でのリハビリや、介護認定を受けていない40～74歳の人

定員各10人

費用無料

持ち物タオル、飲み物、動きやすい服装 ①10月6日(木)～、保健センター(☎(28)5520)へ(申し込み先着順)



## 相談

### 登記無料相談

①10月25日(火)、午後1時～4時

場市役所

土地家屋調査士と司法書士による相続、贈与、遺言、売買、会社設立、土地の分筆・地積更正登記など登記に関するあらゆる相談

定員6人

①10月6日(木)～、都市魅力課(内線182)へ(申し込み先着順)

### 不動産に関する無料相談

住宅購入や賃貸契約など不動産を安全に取引するための事前相談を実施します。

①11月10日(木)、午後1時～4時

場市役所

定員6人

①10月6日(木)～11月9日(水)(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後4時)に、電話で、全日本不動産協会大阪本部大阪南支部(☎072(263)7222)へ(申し込み先着順)

※掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期する場合があります。



## 介護保険

### 地域密着型サービス事業者募集

第8期介護保険事業計画に基づいて整備する同サービス事業者を次のとおり募集します。

#### 募集するサービスの種類

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

申11月1日(火)～30日(水)に、申込書に必要事項を記入し、高齢介護課(内線175)へ

※申込書の入手方法や募集要項など詳しくは、市ウェブサイト(高齢介護課のページ)をご覧ください。

### 介護保険料の納付が10月より特別徴収に変わる人

現在、普通徴収で保険料を納めている人のうち今年4月1日時点で65歳になった人で、特別徴収(年金からの天引き)の対象となる公的年金(老齢年金や退職年金など)を年間18万円以上受給している人、今年4月1日までに本市へ転入した人で年金保険者(年金事務所、共済組合など)に住所変更の手続きを完了している人、または昨年度中に保険料額更正などで特別徴収から普通徴収に変更となった人は原則、介護保険料の支払い方法が10月から特別徴収に変わります。

ただし、すでに納付書をお持ちの場合は、上記にかかわらず来年3月まで普通徴収で納めてください。

問高齢介護課(内線175、176)

### 65歳になる人に介護保険被保険者証を送付

介護保険制度では、65歳(誕生日の前日)になると第1号被保険者となります。本市では、第1号被保険者になる月の初旬に介護保険被保

険者証を送付しています。要介護認定の申請の際に必要なとなりますので大切に保管してください。

問高齢介護課(内線175、176)



## 福祉

### 重度障がい者医療証が(オレンジ色)に変更

現在、「重度障がい者医療証」(ウグイス色)をお持ちの人は、10月31日(月)で有効期限が切れます。

引き続き該当する人には、新しい医療証(オレンジ色)を10月末までに郵送します。届かない場合や初めて申請される人は、お問い合わせください。

また、同医療証をお持ちの人で健康保険証や住所などに変更のある人は速やかに届け出てください。

※重度障がい者医療費助成制度の所得判定の基礎となる年度が令和4年度(令和3年中所得)に変わります。

問福祉医療課(内線163、164)

### 赤い羽根共同募金運動

10月1日(土)より、赤い羽根共同募金運動が始まります。

赤い羽根共同募金は地域の皆さんからの寄付金を、その地域の福祉のために使う「自分のまちを良くするしくみ」です。

ぜひ、ご協力をお願いします。

◎10月1日(土)～12月31日(土)

目標額 397万円

#### ●歳末たすけあい運動助成団体を募集

地域において誰もが自分らしく暮らせるまちづくりの一環として、年末年始に行われる地域住民間の交流事業へ助成します。

申込方法など詳しくは、お問い合わせください。

問総合福祉会館内富田林地区募金会事務局〔☎(25)8261〕



## 講座・催し

### 物忘れ予防教室

◎11月4日～25日の毎週金曜日、午前9時45分～11時45分(全4回)

場レインボーホール(市民会館)

対市内在住で65歳以上の人

定20人

料無料

申10月25日(火)までに、ウエルネスけあぽるへ(電話申し込み可)

※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加する人を優先します。

### 精神障がい者家族教室

◎11月1日(火)、午後3時～5時

場富田林保健所

対統合失調症の治療と、福祉サービス・家族の接し方

対統合失調症の人の家族

定30人

料無料

申10月11日(火)～31日(月)に、電話で、富田林保健所〔☎(23)2684〕へ(申し込み先着順)

### おれんじパートナー交流会

認知症ケアについての情報交換や認知症介護経験者の話を聞いて、困りごとの解決のヒントをみつけませんか。

◎10月26日(水)、午後1時30分～3時  
場すばるホール3階会議室

定18人(当日直接会場へ)

※オンライン(Zoom)でも参加可、定員5人。

料100円(会場参加者のみ)

問井尻さん(おれんじパートナー事務局)〔☎090(3996)0071〕

※オンライン参加は、10月10日(木)～24日(月)に、右図の

QRコードの次回交流会のページから申し込みできます(申し込み先着順)。





## 国民年金

### 国民年金保険料が前納で割引に

今年度の下半期分（10月～令和5年3月分）の保険料を10月31日（月）までに前納すると、保険料が割引引きされます。

また、保険料の一部が免除承認されている人も、納付すべき一部の保険料を前納することにより割引引きされます。割引額は、下表のとおりです。

	毎月納付の納付額(6カ月分)	下半期の前納額(6カ月分)	割引額
定額保険料	9万9540円	9万8730円	810円
付加保険料	2400円	2380円	20円
4分の3納付(4分の1免除)	7万4640円	7万4030円	610円
半額納付(半額免除)	4万9800円	4万9400円	400円
4分の1納付(4分の3免除)	2万4900円	2万4700円	200円

### 下半期分の保険料の前納方法

「領収（納付受託）済通知書」の領収日付欄に「下期」と表示のある納付書で、最寄りの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。

※前納用の納付書がないときは、年金事務所にご連絡ください。

☎天王寺年金事務所【☎06(6772)7531】



## 国民健康保険

### 新しい国民健康保険被保険者証を送付

現在使用されている被保険者証は、10月31日（月）で有効期限が切れますので、新しい被保険者証（カード）を10月中旬に簡易書留で郵送します。

#### ●被保険者証が届いたら

受け取られたら、世帯の国民健康保険加入者全員の被保険者証がある

かを確認した上で、台紙から剥がしてください。

※有効期限が切れた被保険者証は、保険年金課に返却していただくか、ご自身で破棄してください。

#### ●被保険者証を受け取ることができなかったら

郵便物の転送を郵便局へ依頼しているなどの理由で、被保険者証を受け取ることができなかった人は、11月1日（火）以降に、次の方法でお受け取りください。

・住所地向の再度の郵送は、保険年金課へお問い合わせください。

・窓口での交付は、運転免許証やマイナンバーカードなどの公的機関発行の顔写真付き身分証明書と印鑑（認め印可）を持って、保険年金課へお越しください。

#### 《有効期限が短縮される人》

●75歳になる人（昭和22年11月2日～23年10月31日生まれ）の有効期限は誕生日の前日まで

これは、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に移行するためです。同制度の被保険者証は、誕生日の前月中に郵送します。

☎保険年金課（内線552）



## 税

### 本市への転入者で、原動機付自転車などを所有している人は申告を

本市へ転入された人で、ナンバープレートを変更せずに原動機付自転車などを所有している場合は、課税課もしくは金剛連絡所で手続きをしてください。

#### ◇前住所地で未廃車の場合

☎前住所地の申告済証（標識交付証明書）、ナンバープレート

#### ◇前住所地で廃車済の場合

☎廃車証明書（再登録用）

☎課税課（内線110）

### 今月は市・府民税の第3期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を！

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・PayPay・LINE Pay・au PAY・d払い・J-Coin Pay・モバイルレジ（インターネットバンキングによる支払い）で納付期限までに納めてください。

口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金剛連絡所で手続きをすることもできます（ペイジー口座振替受付サービス）。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課（内線122）へお問い合わせください。

◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税 (種別割)
第1期 5月	第1期 6月	全期 5月
第2期 7月	第2期 8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。
第3期 9月	第3期 10月	
第4期 12月	第4期 1月	



## 上下水道

### 給水管の修繕費用は個人負担

公道などに埋められた配水管は市の所有物ですが、この配水管から分かれた水道管（水道メーターは除く）は個人の財産です。閉栓中であっても水道メーターより宅地（建物）側の水漏れなどの修繕費用は個人負担となります。

緊急の水漏れなどの水道管のトラブルがあった場合、市指定給水装置工事業者または市管工事業協同組合へ連絡してください。

同組合へ修繕の申し込みをする場合は、月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分は同組合【☎0120(032)497】へ。その他の時間帯および土・日曜日、祝日、年末年始は市役所宿直室へご連絡ください。  
☎水道工務課（内線257、295）

### 浄化槽の維持管理

浄化槽をお使いの人は、保守点検、清掃とは別に法定検査を毎年1回受けることが義務付けられています。

検査申込先（一社）大阪府環境水質指導協会【☎072(257)3531】

☎富田林保健所衛生課【☎(23)2682】

※掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期する場合があります。